

事務連絡
令和2年4月22日

各都道府県 水防担当課長 殿

水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室長

要配慮者利用施設における避難の取り組み促進に向けた事例集について（周知）

平素より水防法に基づく要配慮者利用施設における避難確保計画作成及び避難訓練実施の支援にご理解・ご協力賜り御礼申し上げます。

2017年(平成29年)に水防法の一部が改正され、市町村の地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務づけられました。また、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(2019年(平成31年)1月29日)においては、2021年度末までに市町村の地域防災計画に定められた全ての要配慮者利用施設において、避難確保計画を作成し避難訓練を実施することを目標に掲げております。

各要配慮者利用施設におかれましては、着実に避難確保計画の作成および避難訓練の実施を行って頂いているところですが、今般、実際に発生した水害において、事前に備えていたために効果的に避難等を実施し、利用者の安全を確保できた事例を収集の上で、「要配慮者利用施設における水害からの避難の取り組みの成果事例集」としてとりまとめましたので周知いたします。

(別添1)

また、平成31年4月25日付事務連絡にて周知しておりました、「要配慮者利用施設における避難確保計画作成推進に向けた地方公共団体の取組事例集」について、今般新たな事例を追加し、更新しましたので改めて周知いたします。(別添2)

つきましては、貴都道府県における避難確保計画作成の促進に向けた各種取り組みに活用頂くとともに、関係する市区町村に周知をお願いいたします。

なお、本事例集は国土交通省のホームページで公表しております。

公表 URL :

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

【問い合わせ先】

水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

課長補佐 三村

津波水防係長 太田

電話 : 03-5253-8460 (内 35457)

FAX : 03-5253-1603

要配慮者利用施設における 水害からの避難の取り組みの成果事例集

国土交通省 水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室
令和2年4月



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

はじめに

- 本事例集は、要配慮者利用施設における水害からの避難の取り組みを収集の上、これをとりまとめたものである。
- 水防法に基づく、要配慮者利用施設における避難確保計画の策定が進んでいるところであるが、実際に避難の取り組みが成果を挙げた事例を紹介することで、より一層の取り組みの促進が図られることを期待する。

目次

1. 特別養護老人ホーム「愛幸園」の事例

(平成29年7月の大雨)

2. グループホームメディフル藤田・藤田東館の事例

(平成30年7月豪雨)

3. 川越キングスガーデンの事例

(令和元年台風第19号(令和元年東日本台風))

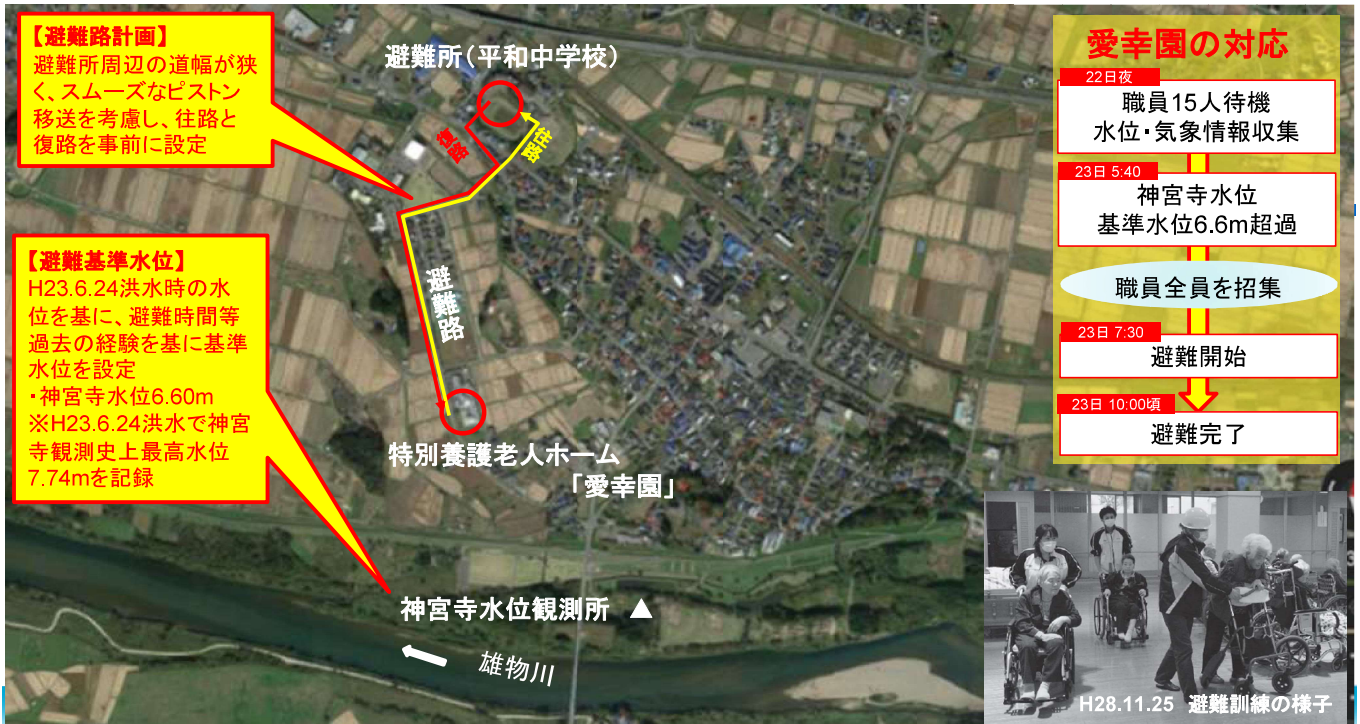
2

特別養護老人ホーム「愛幸園」の事例

【秋田県大仙市】

【特別養護老人ホーム 愛幸園】

- ・洪水に対する避難確保計画を追加改正(平成28年10月)
- ・近年洪水及び現地状況から、避難基準水位及び避難経路を設定
- ・避難確保計画に基づき、洪水に備え避難訓練を実施

平成29年7月の大雨での
迅速な避難

グループホームメディフル藤田・藤田東館の事例

【岡山県岡山市】

- グループホームメディフル藤田、藤田東館は、平成28年台風第10号により岩手県の高齢者施設において多数の利用者が亡くなり、厚生労働省および岡山市から利用者の安全確保と非常災害時の体制整備の強化・徹底について通知を受け、同年10月に既存の防災計画の対象に水害を追加し、同月に水害を想定した職員訓練を実施。
- 平成30年7月豪雨においては、防災計画に従って、利用者27名全員と職員が運営母体の医療施設に避難。

施設の概要・取組

＜施設の概要＞

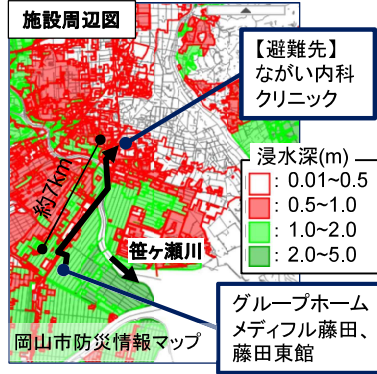
- 平屋の建物に27名（メディフル藤田18名、メディフル藤田東館9名）の認知症高齢者が入居。
- 想定最大規模の洪水により1.0m～2.0mの浸水が想定される。

＜施設の取組＞

- 平成28年10月に水害時の避難に関する計画を作成し、同月に水害を想定した職員訓練を実施。
- 重要な書類や備蓄品等は建物の高い場所に配置。



平成30年7月豪雨における避難の概要

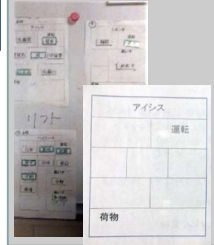


【事前の周知】

大雨が事前に予想されていたため、大雨時の対応について職員に事前に周知。

【配車表を活用】

計画に基づき配車表を作成し、車で計画的に避難。



避難の時系列

避難準備・高齢者等避難開始 発令
7月6日 6:30

避難開始
7月6日 00:00

避難完了
7月6日 12:00

避難指示 発令
7月6日 22:45

特別養護老人ホーム川越キングスガーデンの事例

【埼玉県川越市】

- 埼玉県川越市の川越キングスガーデンでは、過去の水害経験を踏まえ、洪水に対する防災マニュアルを作成しており、毎年、避難訓練を実施
- 平成30年11月の関東地方整備局、埼玉県及び川越市等による「避難確保計画作成の講習会（前期・後期）」に参加し、平成31年1月に避難確保計画を作成・提出
- 令和元年10月の台風第19号においても、避難確保計画及び避難訓練に基づき、迅速な避難行動を実施し、職員、利用者100人全員が無事避難

【川越キングスガーデン】

- ・平成19年の出水を受けて防災マニュアルを作成
- ・避難訓練の実施（毎年実施）
- ・避難確保計画作成の講習会に参加（平成30年11月）
- ・避難確保計画の作成・提出（平成31年1月）

令和元年10月の台風第19号では、避難確保計画及び毎年の避難訓練に基づき、迅速な避難を実施し、職員・利用者全員が無事避難

台風第19号時の川越キングスガーデンの対応

- 12日 10時頃 重篤者の移動、避難のための準備を開始
職員24人待機、水位・雨量情報収集
- 13日 2時頃 避難開始、川越市に避難開始の報告
- 13日 4時 避難完了、川越市へ報告
- 13日 夕方 警察等により、近傍の避難所へ全員避難





国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室

東京都千代田区霞が関2-1-3
Tel:03-5253-8111(内線:35439,35457)

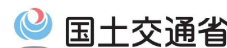
要配慮者利用施設における 避難確保計画作成推進に向けた 地方公共団体等の取組事例集

国土交通省 水管理・保全局
河川環境課 水防企画室
令和2年4月



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

改訂の経緯



- 平成31年3月 初版公表
- 令和2年4月 第2版公表
 - ・ 地域全体での取組事例
(白石市) を追加

はじめに

- 平成29年5月に水防法が改正され、同法に基づき市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等に、避難確保計画の作成、訓練の実施が義務づけられた。
- 平成30年3月時点での計画作成率は、全国平均で17.7%となっており、多くの市町村で計画作成をより一層推進する必要がある。一方で、計画作成が進んでいる先進的な地方公共団体もある。
- 本事例集は、先進的な地方公共団体の取組を紹介し、全国の地方公共団体に参考いただくことで、要配慮者利用施設における避難確保計画作成を促進するものである。

目次

1. 避難確保計画作成推進の取組

2. 自治体毎の取組の実例

取組一覧

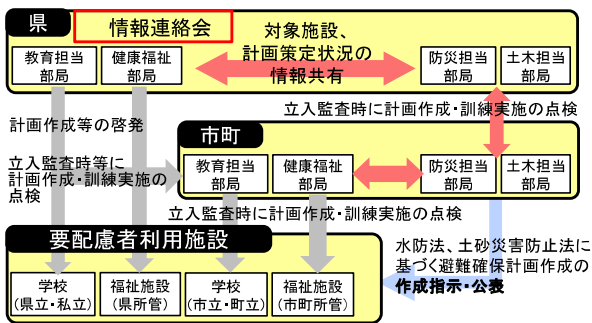
- 計画作成を促進するための体制構築
- 地域特性等を踏まえた独自の計画ひな形
- 各施設への個別対応など
- 計画の作成依頼や提出方法を工夫
- 市町村に対する支援
- 講習会プロジェクト

計画作成を促進するための体制構築

- 河川・土木部局の呼びかけのもと、防災部局のみならず、福祉部局や教育部局等施設を所管する部局との連携体制を構築
- 徳島県では、河川部局に避難確保計画作成促進のための専任の職員を配置

香川県の体制

- 関係部局から構成される「情報連絡会」を結成、県内市町村や施設を支援
- 施設の所管課、施設情報を整理共有。定期的に情報連絡会を開催し、情報共有や今後の方針等を決定

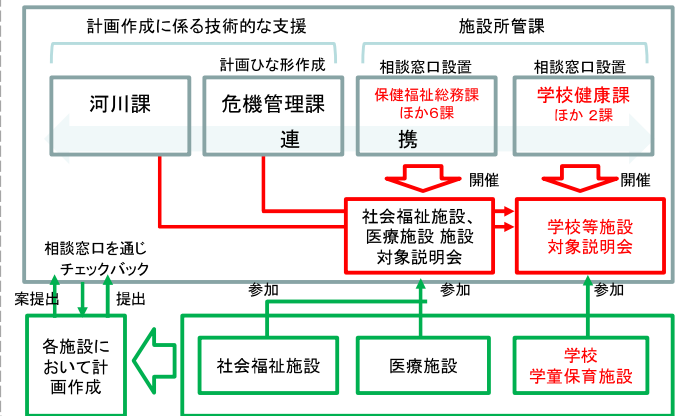


徳島県の体制

- 河川整備課内に専任の担当者（河川行政の経験を有する委嘱職員）を配置、担当者が県内市町村や施設を直接支援
- 対象施設にとって馴染みのない河川部局からの連絡で最初は戸惑う施設もあったが、法改正の趣旨等を丁寧に説明することにより、コミュニケーションを確立

宇都宮市の体制

- 関係部局から構成される「庁内関係課会議」を結成、庁内関係課の役割分担や進め方を協議して連携体制を構築
- 施設所管課毎に相談窓口を設定（会議自体は定期的には開催していないが、防災・河川部局が中心となって情報共有等は緊密に実施）



適切な役割分担により取組を効果的に促進

地域特性等を踏まえた独自のひな形

- 市の防災体制や地域特性を考慮し、避難勧告等の発令基準や確認すべき水位計の情報等をあらかじめ入力した独自のひな形
- 国土交通省作成の手引き・ひな形をよりコンパクト化

水戸市のひな形

体制	体制独立の判断時期	体制内容	対応
任意体制	水戸市に大雨洪水注意報発表 ・ 一部河川水防備水位がはん濫注意水位(4m)に達したとき等	洪水をはじめとする気象に関する情報収集	情報収集
警戒体制	水戸市に大雨洪水警報発表 ・ 一部河川水防備水位が避難確保水位(6.4m)に達するおそれがあるとき等 ・ 一部河川から避難が入る。	・ 洪水をはじめとする気象に関する情報収集 ・ 使用する資材材の準備 ・ 入居(退)する家族等への事前連絡 ・ 避難場所(避難所)については、外実避難所・周辺住民への事前協力依頼 ・ 要配慮者の避難誘導	避難確保
非常体制	大雨特別警報発表 ・ 避難勧告等の発令 ・ 一部河川水防備水位が避難確保水位(6.4m)を超え、さらに上昇するおそれがあるとき ・ または、はん濫危険水位(8.8m)に達したとき ・ 一部河川から避難が入る。 ・ 危険の増長と判断 等	・ 避難確保 ・ 避難確保水位以上の利用者、要配慮者の避難誘導	避難確保

※市が避難が困難な方については、基準とは異なることとなるため、早めの避難を想定しておく。

7. 地域との連携

(1) 目標から、地域との関係を探め、非常災害時には、「地域住民からの支援」そして、「地域の事業者の避難の受け入れ」など双方の連携を行うよう努める。

(2) 避難を速やかに行うために、地域の自治会や団体の住民との連携体制を構築し、合同で避難訓練を実施するよう努める。

○水戸市内における避難勧告等の発令基準を記入済み

栗原市のひな形

○栗原市で、本市の避難確保水位(はん濫危険水位)を超過する危険な状態に陥る可能性がある河川(河川)の状況を確認し、避難確保水位(はん濫危険水位)に達したとき等

(注)1 河川(河川) 本市の避難確保水位(はん濫危険水位)を超過する危険な状態に陥る可能性がある河川(河川)の状況を確認し、避難確保水位(はん濫危険水位)に達したとき等

(注)2 河川(河川) 本市の避難確保水位(はん濫危険水位)を超過する危険な状態に陥る可能性がある河川(河川)の状況を確認し、避難確保水位(はん濫危険水位)に達したとき等

(注)3 河川(河川) 本市の避難確保水位(はん濫危険水位)を超過する危険な状態に陥る可能性がある河川(河川)の状況を確認し、避難確保水位(はん濫危険水位)に達したとき等

(注)4 河川(河川) 本市の避難確保水位(はん濫危険水位)を超過する危険な状態に陥る可能性がある河川(河川)の状況を確認し、避難確保水位(はん濫危険水位)に達したとき等

(注)5 河川(河川) 本市の避難確保水位(はん濫危険水位)を超過する危険な状態に陥る可能性がある河川(河川)の状況を確認し、避難確保水位(はん濫危険水位)に達したとき等

(注)6 河川(河川) 本市の避難確保水位(はん濫危険水位)を超過する危険な状態に陥る可能性がある河川(河川)の状況を確認し、避難確保水位(はん濫危険水位)に達したとき等

(注)7 河川(河川) 本市の避難確保水位(はん濫危険水位)を超過する危険な状態に陥る可能性がある河川(河川)の状況を確認し、避難確保水位(はん濫危険水位)に達したとき等

(注)8 河川(河川) 本市の避難確保水位(はん濫危険水位)を超過する危険な状態に陥る可能性がある河川(河川)の状況を確認し、避難確保水位(はん濫危険水位)に達したとき等

(注)9 河川(河川) 本市の避難確保水位(はん濫危険水位)を超過する危険な状態に陥る可能性がある河川(河川)の状況を確認し、避難確保水位(はん濫危険水位)に達したとき等

(注)10 河川(河川) 本市の避難確保水位(はん濫危険水位)を超過する危険な状態に陥る可能性がある河川(河川)の状況を確認し、避難確保水位(はん濫危険水位)に達したとき等

○栗原市の地域特性を基に、確認すべき河川や水位計の情報を記入済み

徳島県のひな形

ひな形 1

○〇保育所に於ける洪水時等の避難確保計画

第1章 総則

1 目的

第1条 この計画は、本市が保育所に於ける洪水時等の避難確保計画を定めることとする。

第2章 避難確保計画の適用範囲

第2条 この計画は、本市が保育所に於ける洪水時等の避難確保計画を定めることとする。

第3章 避難確保計画と関係機関

第3条 この計画は、本市が保育所に於ける洪水時等の避難確保計画を定めることとする。

第4章 避難確保計画の実施体制

第4条 この計画は、本市が保育所に於ける洪水時等の避難確保計画を定めることとする。

○国土交通省の手引き・ひな形から要点を絞り込み、県独自のひな形として作成

計画作成における施設管理者の負担を軽減

各施設への個別対応など

- 各施設の戸別訪問や電話対応などのきめ細かい対応
- 施設所管課毎に、各施設の相談窓口となる職員を配置
- 計画が提出されるまで継続して作成を依頼

水戸市の対応

- ハザードマップ改訂時に、要配慮者利用施設の名称等を記載することについて、施設を戸別訪問し避難確保計画作成の義務化や最大規模の浸水想定の意味等を含めて説明
- 提出期限までに計画が未提出の施設に対して、市職員が戸別訪問して作成を依頼。戸別訪問に係る時間は、1件あたり計画作成を含めて約30分程度

徳島県の対応

- 県独自のひな形を作成・公開。インターネット環境がない施設には郵送
- 個々の施設管理者に対し、水防法改正による避難確保計画作成の義務化の経緯や重要性、上記ひな形への記入方法を電話等で直接説明

宇都宮市の対応

- 施設所管課毎に、各施設の相談窓口となる職員を配置
(窓口への相談で課題解決した例)
近隣に指定緊急避難場所がなく、避難確保計画に避難場所を盛り込むことが困難な施設からの相談を受け、施設所管課において避難場所として活用できる所管施設を紹介

大仙市の対応

- 水防法改正により避難確保計画の作成が義務化される以前から各施設管理者に対し計画書の作成を依頼してきた。
- 市内全127施設において計画書が提出されるまで継続して作成を依頼し、必要に応じて職員が直接指導を行ってきた。

細やかな対応により施設管理者の理解を促進

計画の作成依頼や提出方法を工夫

- 施設に対し、市町村の公文書により計画作成を依頼
- 締め切りに間に合わない場合、施設側が自ら提出期限を設定
- 2段階（案提出 → 本提出）の提出

安来市の依頼

安防第230号
平成29年01月17日

市の公文書 で依頼

御中

安来市長 近藤安樹
(総務部防災課)

避難確保計画の提出について（通知）

平素より、安来市行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、『水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）』の施行により、『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・報告、避難訓練の実施が義務となりました。
つきましては、貴施設に該当する想定災害の「浸水」「土砂災害」に対する避難確保計画（写し）と、別添の調査票を下記のとおりご提出いただきますようお願いいたします。

記

- 提出していただくもの
 - 避難確保計画（写し）
※現在、避難確保計画を策定していない場合
①（2）の調査票に作成予定をご記入のうえ提出してください。
② 避難確保計画を策定されたら、写しを提出してください。
 - 避難確保計画及び避難訓練にかかる状況調査票

施設が提出予定 時期を報告

（談）
〒692-8686 安来市安来町878番地2
☎3 6834-23-3152 《Eメール》 housai@city.yasugi.shimane.jp
ご困りの場合は、ご相談ください。

- 提出方法
郵送、持参、Eメール、FAX
- 締切り
平成29年11月22日（水）

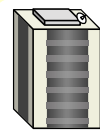
宇都宮市の依頼

宇都宮市

施設所管課

河川課

危機管理課



案段階での 計画提出

①説明会を開催

②避難確保計画案を提出

一週間程度

③計画案の確認
修正事項を指摘

④指摘事項を反映
計画を提出

対象施設

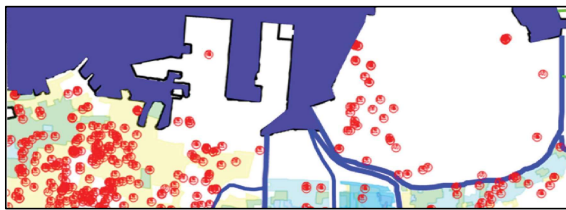


高い計画提出率を実現

市町村に対する支援

- GISを活用して浸水想定区域内の施設を地図上に表示し、市町村へ提供
- 市町村毎に病院、福祉施設、児童施設など3施設における計画作成事例の過程を取りまとめ、参考資料として市町村に提供

香川県の支援



- 市町村における対象施設の把握を支援
- 市町村地域防災計画への施設の位置づけに活用

- 県内の施設を対象としたアンケートを実施
- 水防法改正による義務化を知らない施設が相当数存在

施設に対する繰り返しの周知が重要

市町村における対象施設選定の負担を軽減

徳島県の支援

飯野町での要配慮者利用施設非常災害対策計画の事例について

飯野町では要配慮者利用施設非常災害対策計画の事例を作ってみましたので、参考にてくください。
○○町での要配慮者の想定を考えると。

事例1 医療法人○○○ 病院（医療・高齢者福祉施設）での避難確保計画の検討

医療法人○○○の中心施設「○○病院」と隣接施設「グループホーム○○○○」「サービス付き高齢者向け住宅○○○○」「○○○○」「○○○○」があります。「○○病院」は4階建ての有床病棟で、手術室で4床、診察室で3床となっており、グループホームも早稲穂で、「アイリス」は2階建ての〒用として20部屋、福祉入浴で20部屋、3階がサービスエリアとなっております。
しかし、この地域の○○川は洪水時の浸水深度は5～10m（想定最大浸水）となっており、全ての施設が浸水想定区域の敷地であることから、近隣の指定緊急避難場所である「○○○○○○○○○○」が収容人員が限られ、少し距離があります。このため、「○○○○○○○○」へのスムーズな避難を行うための対策を検討する必要があります。

避難ケース1
要配慮者をまとめることと合わせて、県道○○～○○を北上し、○○○○○○交差点を右折し、○○○○町○○○○川に沿って北上し、○○○町○○○センターに避難する。

避難ケース2
県道○○～○○を北上し、○○○○○○交差点を右折し、○○○○○○を右折し北上し、「○○○○○○」に避難する。

事例2 独立行政法人国立病院機構○○○○○○○○ 医療・児童・障害者支援施設での避難確保計画の検討

○○○○○○○○は一般の診療科（有床入院病棟）、検査用入浴施設（衛生身障者用（普）施設）、障害者療養施設、障害者作業用施設（一部施設）に設置されています。中心の要配慮者数は4層建てとなりますが、この施設は○○川・○○川に接する浸水想定区域外の要配慮者利用施設として、○○町避難計画に組み込まれており、このため、この施設は自力で避難可能な避難場所（普）に入所する施設であり、また、入院病棟での入居者、院内供養所での乳幼児、要配慮者も多く抱える施設である。このため、○○川・○○川の水防対策がさらに必要と判断され、市町村から○○川川の洪水情報や今後の台風の進路予想を監視して、避難準備情報の発生を監視して適切な避難が必要であると思われる。

避難ケース1
この施設全体の○○川・○○川洪水時の浸水深度5～10mに達しないため、県立警備隊や台風の進路等を踏まえて事前にリスクの軽減を図る必要があり、避難訓練は要配慮者向けに事前準備段階での進捗確認を行う必要があると考えられます。この場合、一歩進んで○○川や○○川に接する浸水想定区域外の要配慮者利用施設として、○○町避難計画に組み込まれており、このため、この施設は自力で避難可能な避難場所（普）に入所する施設であり、また、入院病棟での入居者、院内供養所での乳幼児、要配慮者も多く抱える施設である。このため、○○川・○○川の水防対策がさらに必要と判断され、市町村から○○川川の洪水情報や今後の台風の進路予想を監視して、避難準備情報の発生を監視して適切な避難が必要であると思われる。

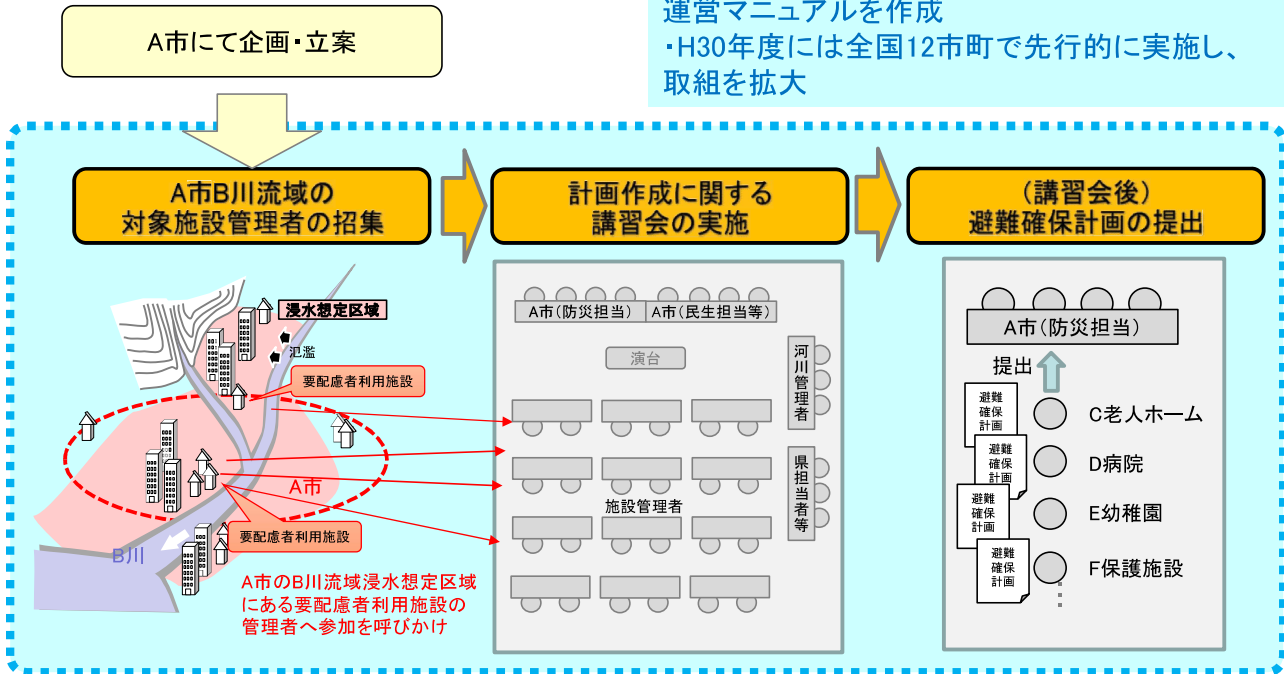
○具体的な事例を用いて、避難経路の選定等避難確保計画作成のプロセスを市町村に例示

市町村の担当者の理解促進

講習会プロジェクトの概要

市町村毎に対象となる要配慮者利用施設の管理者を集め、河川事務所、市町村担当者等の参画のもと講習会形式で計画作成について解説を実施し、その後各施設の管理者が計画作成を行い、同講習会において計画の提出を受けることで、効果的・効率的な計画作成を推進

【講習会運営フロー】



平成29年度講習会プロジェクトの実施(三重県津市)

- 平成29年11月に三重県津市において、講習会を開催（前期・後期の2部構成で開催）
- 前期講習会では、有識者や河川管理者等が計画作成に向けたポイントを説明し、計画案の検討を依頼
- 後期講習会では、少人数のグループに分かれて他施設管理者と計画作成上の課題や取組等を共有
- 講習会実施後、参加施設の管理者は作成した計画を提出

【プロジェクト実施の効果】

講習会に参加した全90施設で計画作成が完了

(講習会実施前)

37施設(41.1%)



(講習会実施後)

90施設(100%)

講習会の開催状況

前期講習会

【開催日時】

- 平成29年11月7日（火）14：00～16：00
- 参加施設数75施設

【次第】

- ・特別講演：「避難確保計画作成の必要性について」（三重大学大学院 川口 淳 准教授）
- ・関係機関からの話題提供
- ・津市における災害時の防災情報伝達について（津市）
- ・避難確保計画の作成方法について（中部地方整備局）



会場全体の状況



三重大 川口准教授によるワールドカフェ手法の説明

後期講習会

【開催日時】

- 平成29年11月30日（木）14：00～16：00
- 参加施設数60施設 ※前後期合わせて90施設参加

【次第】

- ・ワールドカフェによる課題と知恵の共有
 ～避難させることができる計画を作成するために～
 (テーマ1) 作成した(作成中の)計画で避難させることができますか？
 (テーマ2) 要配慮者利用施設間及び地域と連携して助け合える(協力できる)ことがありますか？



テーブルでの意見集約状況



会場全体の状況

- ◆付箋紙(赤)：第1ラウンドの意見
- ◆付箋紙(黄)：第2ラウンドの意見
- ◆付箋紙(青)：第3ラウンドの意見
- ◆共感する意見にはいいね！の●シールを貼付

平成30年度講習会プロジェクトの実施(全国12市町)

- 三重県津市での実施を踏まえ、講習会プロジェクトの企画・運営マニュアルを作成
- 平成30年度は、全国12の市町で講習会プロジェクトを実施
- 施設管理者等が抱える課題の解決などにより、避難確保計画作成に貢献

都道府県	市町村	前期（座学） 参加施設数	後期（意見交換） 参加施設数	計画提出状況 (H30.2.5時点)	備考
北海道	帯広市	101	79	集計中	
青森県	五所川原市	100	81	75(69%)	
岩手県	花巻市	28	-	集計中	
秋田県	能代市	27	12	23(82%)	
秋田県	由利本荘市	45	28	47(89%)	
埼玉県	川越市	94	61	63(57%)	
新潟県	新発田市	27	-	22(81%)	
岐阜県	安八町	14	15	集計中	
和歌山県	紀の川市	27	23	集計中	
岡山県	岡山市	155	-	集計中	
香川県	三豊市	28	-	20(71%)	
宮崎県	延岡市	193	193	集計中	

目次

1. 避難確保計画作成推進の取組

2. 自治体毎の取組の実例

○国土交通省では、避難確保計画の作成が進んでいる地方公共団体に対して平成30年度にヒアリングを実施した。次項以降では、それらの地方公共団体の取組を紹介する。

＜取組を紹介する地方公共団体＞

避難確保計画の作成が進んでいる市町村

市町村	対象施設数	計画作成率	備考
水戸市（茨城県）	67	97.0%	
宇都宮市（栃木県）	49	100%	
安来市（島根県）	51	80.4%	

避難確保計画の作成が進んでいる都道府県

都道府県	対象施設数	計画作成率	備考
徳島県	1,735	44.4%	県内半数以上の対象市町村で50%以上の計画作成率
香川県	658	35.7%	県内全ての対象市町村で10%以上の計画作成率（全国唯一）

数字はH30.3時点。ただし、宇都宮市はH30.10時点。

水戸市の取組事例

- 市の特性に合わせたひな形を作成。予め防災体制確立基準（洪水予報等によるトリガー）等を記載。
- 説明会開催、戸別訪問を通じて避難確保計画を作成を支援。

＜独自のひな形を作成＞



- 国土交通省が公表している「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」を参考に計画作成のひな形を独自に作成
- 水戸市内における避難勧告等の発令基準や、避難勧告等が発令された際の施設における活動内容をあらかじめ示すことで施設の計画作成における負担を軽減、理解を促進

＜施設への個別対応＞

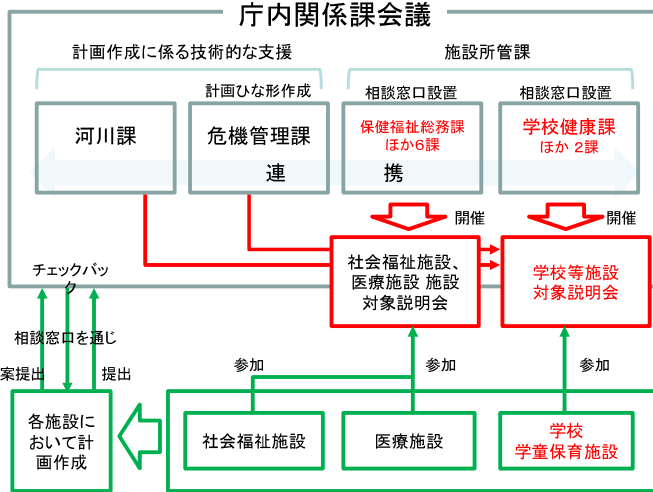
- ハザードマップ改訂時に、ハザードマップに要配慮者利用施設の名称等を記載することについて、施設を戸別訪問して避難確保計画作成の義務化や最大規模の浸水想定の意味等を解説
- 提出期限までに計画が未提出の施設や、説明会に参加できなかった施設に対して、市職員が戸別訪問して作成を依頼するとともに、再度の説明。戸別訪問に係る時間は、1件あたり約30分程度

避難確保計画の作成状況（平成30年3月末時点） **97% (65/67)**

宇都宮市の取組事例

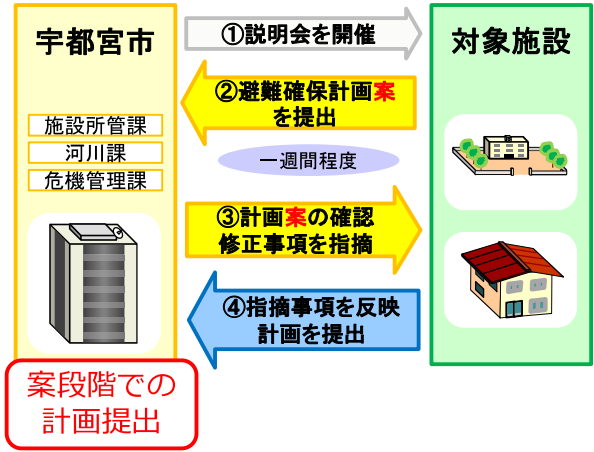
- 庁内関係部局から構成される「**庁内関係課会議**」を結成し、役割分担や進め方を協議して連携体制を構築。
- 施設所管課毎に相談窓口を設定し、「**庁内関係課会議**」が一体となって計画作成を支援。
- 案段階の計画の提出を受け付けることにより計画提出を促進。

＜庁内関係課会議を設立＞



施設に対して効果的な助言・はたらきかけ

＜計画の提出方法に工夫＞



案段階での計画提出

避難確保計画の作成状況
(平成30年10月末時点) **100%** (49/49)

安来市の取組事例

- 施設に対し、市町村長名の公文書により計画作成を依頼
- 締め切りに間に合わない場合、**施設管理者が自ら提出期限を設定**
- 暫定版の計画の提出を受け付けることにより計画提出を促進。

＜計画作成依頼方法を工夫＞

市の公文書で依頼

安防第230号
平成29年10月17日

御中

安来市長 近藤宏樹
(総務部防災課)

避難確保計画の提出について（通知）

平素より、安来市行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年法律第31号の施行により、『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・報告、避難訓練の実施が義務となりました。つきましては、貴施設に該当する想定災害の「浸水」「土砂災害」に対する避難確保計画（写し）と、別添の調査票を下記のとおりご提出いただきますようお願いいたします。

記

- 提出していただくもの
 - 避難確保計画（写し）
※現在、避難確保計画を策定していない場合
①（2）の調査票に作成予定をご記入のうえ提出してください。
② 避難確保計画を策定されたら、写しを提出してください。
 - 避難確保計画及び避難訓練にかかる状況調査票

〒8688 安来市安来町878番地2
TEL: 0854-23-3152 《Eメール》kouai@city.yasugi.shimane.jp
りの場合は、ご相談ください。

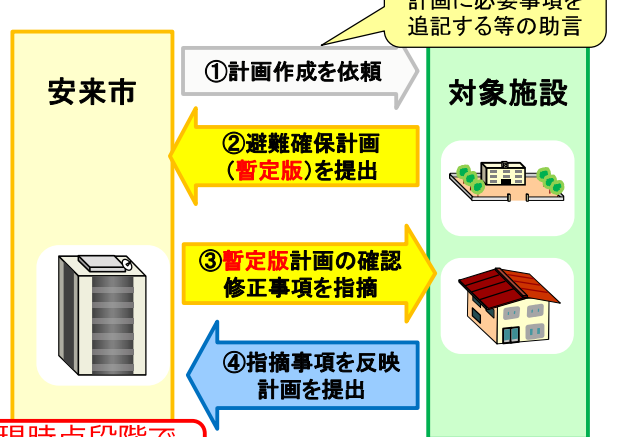
3. 提出方法
郵送、持参

4. 締切り
平成29年11月2日（水）

施設が提出予定時期を報告

高い計画提出率を実現

＜計画の提出方法に工夫＞



現時点段階での計画提出

避難確保計画の作成状況
(平成30年3月末時点) **80%** (41/51)

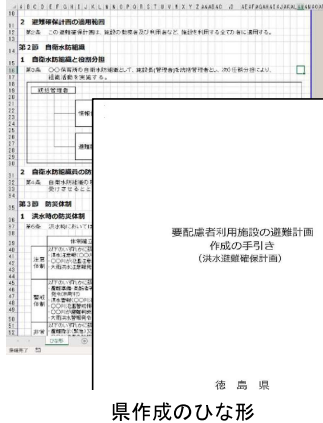
徳島県の取組事例

- 河川整備課内に**専任の担当者**を配置し、法改正の内容や計画作成方法を個別で説明し、計画作成を推進。
- 国交省が公表している資料を参考に県独自に計画作成の手引きを作成。
- 大規模氾濫減災協議会等において市町村へ避難確保計画作成プロセスの例を提供し、市町村の担当者の理解を促進

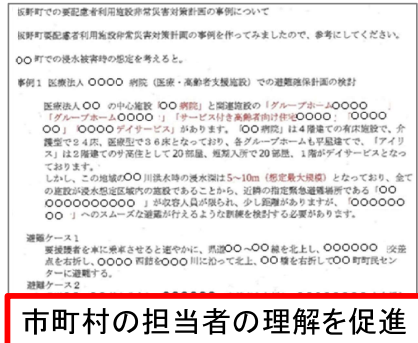
<専任担当者の配置>

- 河川整備課内に**専任の担当者**（河川行政の経験を有する嘱託職員）を配置。
- 水防法改正による避難確保計画作成の義務化や計画作成の方法を**電話**等で直接説明。

<独自のひな形の作成>



<市町村へ避難確保計画作成プロセスの例を提供>



○国土交通省が公表している「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」を参考に要点を絞り込んだ**独自のひな形を公表**することで施設の計画作成における負担を軽減

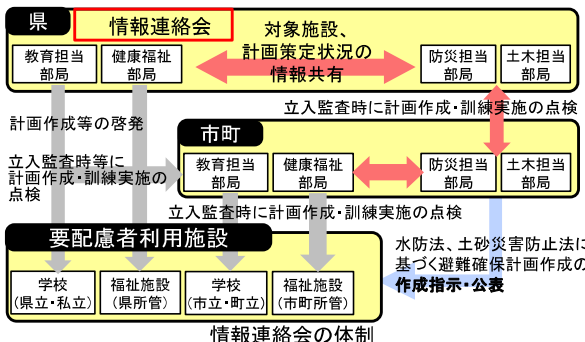
避難確保計画の作成状況
(平成30年9月末時点) **47%** (843/1,788)
県内半数以上の対象市町村で計画作成率50%以上

香川県の取組事例

- 県庁内関係部局の連携を図るため、「**情報連絡会**」を設置。
- 市町村における地域防災計画作成を支援するため、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の一覧をGISを活用して位置情報とともに各市町に提供。

<情報連絡会を結成>

- 関係部局から構成される「**情報連絡会**」を結成、県内市町村や施設を支援
- 施設の所管課、施設情報を整理共有。定期的に情報連絡会を開催し、情報共有や今後の方針等を決定



適切な役割分担により取組を効果的に促進

<市町村への情報提供>



GISを活用して浸水想定区域内の施設を地図上に表示

- 市町村における対象施設の把握を支援
- 市町村地域防災計画への施設の位置づけに活用

市町村における対象施設選定の負担を軽減

避難確保計画の作成状況
(平成30年3月末時点) **36%** (235/658)
県内全ての対象市町村で計画作成率10%以上

参考：地域全体での取組事例(白石市)

- 小規模な要配慮者利用施設では、人員や機材の不足により、迅速な避難が困難な場合がある。
- 白石市では、自動車販売会社と協定を締結し、災害時に福祉車両を借り受けることで、要配慮者利用施設(グループホーム)の利用者の避難へ活用できるようにしている。
- 市・自動車販売会社・グループホームでの合同訓練を実施している。
- 市内の他の要配慮者利用施設でも協定に基づく福祉車両の提供、合同訓練を検討。



河 号 外
令和2年4月24日

各 市 町 村 長 様
(防災担当課長)

島根県土木部河川課長
(防災グループ)

要配慮者利用施設における避難の取り組み促進に向けた事例集について（周知）

このことについて、水管理・国土保全局河川環境課より、要配慮者利用施設の避難の取り組み促進に向けた資料とすべく送付されましたので周知します。

本資料を参考に「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（2019（平成31年1月29日）による取り組みのいっそうの促進をお願いします。

なお、本資料については、各圏域の減災対策協議会等を通じて関係機関に周知願います。

<問合せ先>

担当：島根県土木部河川課防災グループ 河上

電話：0852-22-5529

メール：kawakami-kozo@pref.shimane.lg.jp

河 号 外
令和2年4月24日

砂 防 課 長 様
(総合土砂災害スタッフ)

島根県土木部河川課長
(防災グループ)

要配慮者利用施設における避難の取り組み促進に向けた事例集について（周知）

このことについて、水管理・国土保全局河川環境課より、要配慮者利用施設の避難の取り組み促進に向けた資料とすべく送付されましたので周知します。

本資料を参考に「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（2019（平成31年1月29日）による取り組みについて、市町村と協力のうえ、いっそうの促進をお願いします。

なお、本資料については市町村長および各県土整備事務所（局）長へは別途通知していますが、各圏域の減災対策協議会等を通じても関係機関に周知願います。

<問合せ先>

担当：島根県土木部河川課防災グループ 河上

電話：0852-22-5529

メール：kawakami-kozo@pref.shimane.lg.jp

河 号 外
令和2年4月24日

防 災 危 機 管 理 課 長 様
(防災危機管理第1グループ)

島根県土木部河川課長
(防災グループ)

要配慮者利用施設における避難の取り組み促進に向けた事例集について（周知）

このことについて、水管理・国土保全局河川環境課より、要配慮者利用施設の避難の取り組み促進に向けた資料とすべく送付されましたので周知します。

本資料を参考に「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（2019（平成31年1月29日）による取り組みについて、市町村と協力のうえ、いっそうの促進をお願いします。

なお、本資料については市町村長および各県土整備事務所（局）長へは別途通知していますが、各圏域の減災対策協議会等を通じても関係機関に周知願います。

<問合せ先>

担当：島根県土木部河川課防災グループ 河上

電話：0852-22-5529

メール：kawakami-kozo@pref.shimane.lg.jp

外 号 河
令和2年4月24日

各県土整備事務所（局）長 様
（減災対策協議会事務局）

島根県土木部河川課長
（防災グループ）

要配慮者利用施設における避難の取り組み促進に向けた事例集について（周知）

このことについて、水管理・国土保全局河川環境課より、要配慮者利用施設の避難の取り組み促進に向けた資料とすべく送付されましたので周知します。

本資料を参考に「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（2019（平成31年1月29日）による取り組みについて、市町村と協力のうえ、いっそうの促進をお願いします。

なお、本資料については市町村長へは別途通知していますが、各圏域の減災対策協議会等を通じても関係機関に周知願います。

<問合せ先>

担当：島根県土木部河川課防災グループ 河上

電話：0852-22-5529

メール：kawakami-kozo@pref.shimane.lg.jp